

佐賀県医療センター好生館 器具除染用洗浄器 調達業務仕様書

1. 機器構成

機器名				数量
器具除染用洗浄器				一式
品名		型番・規格	メーカー名	
内 訳	ウォッシャーディスインフェクター	S-8668-SW01060	ゲティンゲ	1
	洗浄ラック 4段 8668用 MDR	6027558301	ゲティンゲ	1
	ダビンチ洗浄用モジュール Xi	6001248501	ゲティンゲ	1
	T-DOC Cycle G1 洗浄器用	TDCY26	ゲティンゲ	1
	T-DOC ライセンス	J60007	ゲティンゲ	1

2. 接続、設置、撤去等に関して

- ① 当館の指示する設置場所へ搬入、設置すること。
- ② ①の作業について、今回の調達範囲に含むものとする。
- ③ 今回調達予定の器具除染用洗浄器は、当館保有の器具除染用洗浄器との入替を想定している。
- ④ ③で示した当館保有の器具除染用洗浄器は「ゲティンゲ社製器具除染用洗浄器(Getinge88 TURBO)」1台であることを明示する。
- ⑤ ④で示した器具除染用洗浄器の撤去についても、今回の調達範囲に含むものとする。

3. その他納入に関して

- ① 令和7年3月31日までに、本仕様書に掲げる機器について、搬入・設置・据付・調整等を確実に完了し、安定した稼働ができるようにすること。
- ② 機器の搬入、設置調整、組み立て費及び接続費は、今回の調達範囲に含むこと。(一次側設備[電気・空調・給排水等]費用は含まない)
- ③ 納入前に、納入先担当者と納入スケジュールを確認し、合意の得られた日程で作業を進めること。また、計画書類を提出する等をし、情報の齟齬が無いように努めること。
- ④ 機器の設置調整にあたっては、当館スタッフとの協議の上、その指示によること。また、搬入の際には納入業者が立ち会うこととし、当館に損傷を与えないように注意を払うよう努め、必要がある場合、搬入経路に養生等を施すこと。
- ⑤ 当館の建物および設備等に損傷を与えた場合、納入業者の責任において現状復旧すること。
- ⑥ 機器設置にあたって、使用許可等関係行政機関への申請が必要な場合は、書類作成のための資料等を提供すること。
- ⑦ 機器やシステムの納入から起算して1年間は、それらの修理及び保守について無償で行うこと。

- ⑧ 落札業者及びメーカーにおいて、機器等に各種障害が発生した際に早急な復旧を可能にするサービス体制を構築しており、当館に対してその証明が可能であること。
- ⑨ 機器の故障や不具合に対して、夜間及び土日祝日、年末年始等当館の通常営業時間外においても修理等の対応、連絡体制が整備されていること。
- ⑩ 機器やシステムに関して当館からの依頼がある場合、30分～1時間以内に担当者が到着し、対応できる体制が整備されていること。
- ⑪ 操作マニュアルは、日本語版を当館が必要とする部数提供すること。
- ⑫ 納入期限までに、当館の指示や指定する条件に基づき、当館職員の立会いのもとで動作確認を行うこと。
- ⑬ 取り扱い説明に関する教育訓練は、当館の医療職員(医師・看護師・コメディカル等)2名以上に対し、当館が指定する日時・場所で行うこと。
- ⑭ 納入後1年間に行った調整及び修理等のすべての作業については、当館担当者に報告すること。
- ⑮ 納入後1年間は、必要に応じ、電話・現場立ち合いにより教育訓練を実施することとし、その経費については無償とすること。